

申請にあたっての注意事項

- (1) 原則、本人により申請してください。
(申請者欄は本人の住所・氏名・電話番号を記入してください。)
- (2) 本人による申請が困難な場合は担当ケアマネジャー等が代理人として申請することができます。
- (3) 申請にあたっては以下の書類が必要となります。
 - ① 申し込み要件が「高齢者」の場合
 - ア：介護保険被保険者証の写し
 - イ：ホームヘルプサービスを利用していることが確認することができる書類の写し
 - ② 申し込み要件が「障がい者」の場合
 - ア：身体障害者手帳、療育手帳、または精神障害者保健福祉手帳の写し
 - イ：障害福祉サービスを利用していることが確認することができる書類の写し
- (4) 申請書の提出は担当ケアマネジャー等を経由し郵送、または直接収集事業課に持参してください。(FAX 不可)
〒674-0053 明石市大久保町松陰 1138

●お問い合わせは…●

明石市 環境室 収集事業課

〒674-0053 明石市大久保町松陰 1138

TEL : 918-5780 FAX : 918-5781

ふれあい収集 (要援護者ごみ戸別収集)

について



明石市

明石市では平成22年4月より、ごみを自らごみステーションに排出することが困難で、かつ、親族等の協力を得られない、又は近隣に協力してくれる者がいない高齢者及び障がい者の方を対象に、戸別にごみの収集を行う「ふれあい収集」を開始しています。



対象者

対象者は、ごみを自らごみステーションに排出することが困難で、かつ、以下の(1)・(2)のいずれかに当てはまる方です。

なお、親族等や近隣住民の協力を得ることが出来る方は除きます。

- (1) 高齢者（65歳以上で次のアからウの要件のいずれにもあてはまる方）
 - ア：ひとり暮らしの方（同居する者が高齢、障がい、年少等によりごみの排出ができない場合を含む）
 - イ：介護保険認定において「要介護2」以上の方
 - ウ：介護保険のホームヘルプサービスを利用している方
- (2) 障がい者（次のア及びイの要件を満たしている方）
 - ア：ひとり暮らしの方（同居する者が高齢、障がい、年少等によりごみの排出ができない場合を含む）
 - イ：障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第28条第1項に規定する障害福祉サービスのうち「居宅介護」または「生活介護」に係る介護給付費の支給を受けている方

※ この収集を希望される場合は申請が必要です。

申請から収集までの流れ

申請



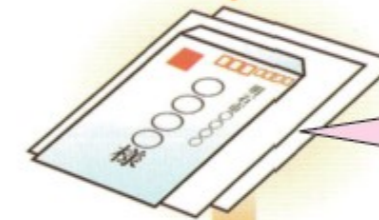
「申込書（様式第1号）」を
担当ケアマネジャー等
経由で市役所に提出



面談



申請者（希望者）、
担当ケアマネジャー、
市役所担当者等
※三者で面談



市役所より、
担当ケアマネジャー等
経由で収集の決定を通知

収集実施



収集するごみ
燃やせるごみ…週1回
燃やせないごみ…月1回
資源ごみ…月1回